

議案第69号

幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町へき地保育所条例（昭和40年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保育料の特例）

第8条 保育児童が月の途中に入所又は退所した場合の保育料の額は、第6条第1項に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が25日を超えるときは25日とする。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）保育料金表

階 層 区 分			保育料の額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯		2,000円
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯		9,000円
第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円
第5階層		市町村民税所得割課税世帯（50,000円以上100,000円未満）	11,000円
第6階層		市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円

備考

- 1 この表の第3階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

3 子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第6階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

4 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）
第2階層	0円
第3階層	8,000円

5 第2階層から第6階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している

又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、4に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記5に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額
イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額 ×0.5
ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。